資料2

議題２　災害弔慰金等の支給に係る審査会の設置状況および災害関連死認定基準の制定状況について（一宮市、豊田市提出）

市名	回答				
	（１）災害弔慰金等支給審査会の設置の有無	（①設置している、②設置予定の場合）	（①設置している場合）		（③設置していない場合）
		（２）災害関連死認定基準の内容、考え方	（３）設置の根拠	（④その他の場合）その内容	（４）災害弔慰金等支給審査会の設置予定
名古屋市	①設置している	名古屋市は、災害関連死認定基準について定めていません。	条例		
豊橋市	①設置している	認定基準は未作成	条例		
岡崎市	③設置していない				令和７年度の設置に向けて検討中
一宮市	③設置していない				設置に向けて現在検討中、具体的な設置時期は定まっていない
瀬戸市	③設置していない				現時点では、設置予定なし
半田市	③設置していない				設置予定なし
春日井市	②設置予定	認定基準の内容、考え方については、今後検討予定			
豊川市	③設置していない				これから検討を始める
津島市	③設置していない				令和６年度中に津島市災害弔慰金の支給等に関する条例へ審査会に関する事項を追加する改正を行う。審査会の設置については未定。
碧南市	③設置していない				予定なし。
刈谷市	③設置していない				設置予定なし
豊田市	③設置していない				現在、国の動向や各自治体の設置状況を情報収集しており、集約後に設置について検討予定。
安城市	③設置していない				設置予定なし
西尾市	③設置していない				設置予定なし
蒲郡市	③設置していない				設置予定なし
犬山市	①設置している	本市では、平成30年に「犬山市災害関連死認定基準」を定めている。しかし、この基準は災害関連死の認定における基本的な考え方や手続きを示すもので、災害関連死を判定するための具体的な基準(判例等)を示すものではありません。基本的な考え方として、災害関連死の判定にあたっては、災害直接死と同様に市の諮問に基づき、「犬山市災害弔慰金等支給審査会」において審査することとしている。災害関連死においては、死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録など客観的資料に基づいて災害と死亡原因の関連性について審査し、判定が困難であると審査会が答申した場合は、市は県に審査を委託することとしている。	条例		
常滑市	③設置していない				現在は設置の予定はしていませんが、他市町村の状況を参考に今後の方針を検討してまいりたいと考えております。
江南市	③設置していない				設置予定なし

議題２　災害弔慰金等の支給に係る審査会の設置状況および災害関連死認定基準の制定状況について（一宮市、豊田市提出）

市名	回答				
	（１）災害弔慰金等支給審査会の設置の有無	（①設置している、②設置予定の場合）	（①設置している場合）		（③設置していない場合）
		（２）災害関連死認定基準の内容、考え方	（３）設置の根拠	（④その他の場合）その内容	（４）災害弔慰金等支給審査会の設置予定
小　牧　市	③設置していない				今のところありません。
稲　沢　市	③設置していない				設置予定なし
新　城　市	③設置していない				予定なし
東　海　市	③設置していない				設置予定なし
大　府　市	③設置していない				なし
知　多　市	③設置していない				設置予定なし
知　立　市	③設置していない				設置予定はありません。
尾 張 旭 市	③設置していない				設置予定なし
高　浜　市	③設置していない				未定
岩　倉　市	③設置していない				未定
豊　明　市	③設置していない				現時点では、具体的な検討はしていません。
日　進　市	③設置していない				予定なし
田　原　市	③設置していない				設置予定無
愛　西　市	③設置していない				予定なし
清　須　市	③設置していない				設置予定なし
北名古屋市	③設置していない				未定
弥　富　市	③設置していない				設置予定なし
み よ し 市	③設置していない				令和７年度の設置に向けて検討を始めるところです。
あ　ま　市	③設置していない				これから検討を始める
長 久 手 市	③設置していない				設置予定なし